

公共施設における低圧電力の供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 公共施設（8施設）使用する低圧電力の供給
- (2) 需給場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 公共施設（8施設）

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、受電方式及び計量日
別紙1のとおり
 - (2) 契約電力等及び使用電力量等
別紙2のとおり（数値については令和5年度及び令和6年度実績値であり、契約期間においても概ね同水準の数値を想定するものとする。）
 - (3) 契約期間
2025年（令和7年）4月1日0時から
2026年（令和8年）3月31日24時まで
 - (4) 電力量等の検針方法
通信線設備を通じた自動検針又はその他計器による訪問検針を基本とするが、検針方法については問わない。
 - (5) 電気料金の算定方法
 - ア 電気料金は、各月の契約電力等及び使用電力量等により算定するものとする。
 - イ 電気料金は、次の（ア）から（ウ）に掲げる基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。
 - （ア）基本料金
 - ＜契約容量を用いて算定する場合＞
 - ・基本料金＝契約容量
 - ＜契約電力を用いて算定する場合＞
 - ・基本料金＝基本料金単価×契約電力
 - （イ）電力量料金
電力量料金単価及び使用電力量から次に従い算出する。
 - ・電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額※
- ※ 燃料費調整額
関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める燃料価格調整項から次に従い算出する。ただし、供給者が電気需給約款等において別に定めがある場合は、この限りではない。

・燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価及び使用電力量から次に従い算出する。ただし、供給者が電気需給約款等において別に定めがある場合は、この限りではない。

・再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

(参考) 令和6年5月から令和7年4月までの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：3.49円/kWh

3 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気(実質再生可能エネルギー電気を含む)の割合は100%とする。なお、当該再生可能エネルギー電気であることを証明する証書等は、次のいずれかとする。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相殺契約により他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで、電源を特定することができる非化石証書(再エネ指定)

イ 非化石価値取引市場から調達した、次の(ア)から(ウ)に掲げるいずれかの再生可能エネルギー電気由来の証書

(ア) FIT非化石証書

(イ) トラッキング付FIT非化石証書(再エネ指定)

(ウ) 再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

4 その他

(1) 見積金額の算定に当たっては、燃料費調整額及び「再エネ特措法」に基づく賦課金を含めないこととする。

(2) 電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の旧一般電気事業者の小売部門が定める電気需給約款による。ただし、供給者が定める電気需要約款等がある場合は、この限りではない。

(3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力等の単位は、1契約とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は少数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。

エ 消費税及び地方消費税の額の単位は1円とし、その端数は少数点以下を切り捨てる。

オ 契約条件等により、他の定めがある場合には、その定めによるものとする。

(4) 当該仕様書に記載のある施設において、契約期間中に供用方法や所在地等が変更となった場合でも、料金単価等に変更することなく、供給するものとする。なお、料金単価等が変更となる場合は、別途協議のうえ、変更契約を締結するものとする。

(5) 当該仕様書に記載のある施設において、契約期間中に供用方法や所在地等が変更となった場合、別途協議のうえ、必要に応じて供給に係る調整等の手続を請け負うものとする。

5 電気料金の請求等

(1) 電気料金の請求

供給者は、本契約書第7条に定める電気料金の請求書及び第9条に定める電気使用量のお知らせを、別紙3「請求書等送付先一覧」に記載の通知先に通知するものとする。

また、請求書を通知する際、供給者は請求書の他に内訳書（契約電力等、使用電力量、単価、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等）を明記するものとする。

(2) 請求方法

供給者は、請求書を郵送、電子メール又はクラウド上へのアップロードにより発注者に提出するものとする。

また、請求書は、請求者印の押印並びに発行責任者、担当者、及び法人代表者職氏名の記入を省略することができる。

なお、請求書に請求者印を押印する場合、電子印とすることを妨げない。

6 実績報告

電力供給事業者は、本仕様書の供給先に係る毎月の実績報告を提出するものとする。実績報告については、内訳（契約電力等、使用電力量、単価、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等）を明記するものとする。

なお、形式については、発注者と受注者の間で協議するものとする。

7 添付資料

(1) 別紙1 需給場所等

(2) 別紙2 契約電力等及び使用電力量実績

(3) 別紙3 請求書等通知先一覧

以 上

別紙1 需給場所等

番号	施設名	所在地	供給地点特定番号	供給電気方式	供給電圧 (標準電圧)	受電方式	計量日
1	六会日大前駅東口公衆便所	亀井野一丁目36番地の2	03-0011-1070-7871-0110-1011	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	8日前後
2	奥津宮公衆便所	江の島二丁目6番11号	03-0011-1070-7509-0610-0011	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
3	江の島公衆便所	江の島二丁目3番11号	03-0011-1070-7509-0310-0061	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
4	片瀬東浜公衆便所	片瀬海岸一丁目15番1号	03-0011-1070-7501-1510-1021	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
5	竜野ヶ岡公衆便所	江の島二丁目5番10号	03-0011-1070-7509-0510-0011	単相3線式	100V又は200V	1回線受電	5日前後
6	藤沢駅北口公衆便所	藤沢420番地の3	03-0011-1070-7790-5820-0811	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	8日前後
7	辻堂駅南口公衆便所	辻堂一丁目1番1号	03-0011-1070-7632-0110-1041	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	11日前後
8	長後駅西口公衆便所	下土棚509番地の1	03-0011-1070-7880-0920-0111	単相2線式	100V又は200V	1回線受電	22日前後

別紙2 契約電力及び使用電力量

番号	施設名	契約種別	契約電力	令和7年度 使用電力量(kWh)												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	六会日大前駅東口公衆便所	従量電灯B	30A	39	43	40	42	37	37	44	43	44	47	41	42	499
2	奥津宮公衆便所	従量電灯B	20A	96	91	103	89	120	149	91	105	117	114	102	99	1,276
3	江の島公衆便所	従量電灯B	30A	273	222	235	186	165	211	181	202	252	271	275	294	2,767
4	片瀬東浜公衆便所	従量電灯B	30A	55	63	92	89	107	124	81	57	54	56	46	51	875
5	竜野ヶ岡公衆便所	従量電灯B	20A	48	35	42	30	27	31	25	36	41	43	39	48	445
6	藤沢駅北口公衆便所	従量電灯B	15A	52	50	44	47	44	44	64	51	51	57	48	52	604
7	辻堂駅南口公衆便所	従量電灯B	10A	155	148	122	119	112	124	132	230	214	209	177	155	1,897
8	長後駅西口公衆便所	従量電灯B	20A	172	174	183	169	161	178	175	178	168	198	176	192	2,124
合 計				755	692	718	640	616	712	658	754	780	834	761	792	8,712

※網掛け箇所は令和6年度実績値、それ以外は令和5年度実績値を示す。

別紙3 請求書等送付先一覧

番号	施設名	請求書宛名	請求書及び電気使用量のお知らせ 送付先住所	備考
1	六会日大前駅東口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	No.1～No.8の請求書等は1件にまとめて送付すること(ただし、内訳書は施設ごとに明示すること)。
2	奥津宮公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
3	江の島公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
4	片瀬東浜公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
5	竜野ヶ岡公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
6	藤沢駅北口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
7	辻堂駅南口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	
8	長後駅西口公衆便所	藤沢市環境部 環境総務課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	